



鳥取県公報

平成 20 年 7 月 29 日 (火)
第 8 0 1 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農地保有合理化事業規程の変更の承認 (2 件) (540・541) (経営支援課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (542) (森林保全課) 2
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (543) (東部総合事務所県民局) 3
	土地改良法による換地処分 (544) (東部総合事務所農林局) 4
	土地改良区の役員の就退任 (545) (西部総合事務所農林局) 4
◇ 人委規則	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める 規則の一部を改正する規則 (24) (給与課) 4
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施 (2 件) (警察本部生活安全企画課) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (集中業務課) 8

告 示

鳥取県告示第 540 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第 2 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 変更の承認を受けた者の名称及び所在地
財団法人国府町農業公社
鳥取市国府町町屋 305-1
- 2 変更承認年月日
平成 20 年 7 月 17 日
- 3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
研修等事業

鳥取県告示第 541 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第 2 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 変更の承認を受けた者の名称及び所在地
財団法人境港市農業公社
境港市上道町 3000
- 2 変更承認年月日
平成 20 年 7 月 22 日
- 3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
研修等事業

鳥取県告示第 542 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡南部町伐株字丸谷538、字屋敷371、中字飛石谷山939の2、字マタラカ峠谷山1199、八金字ヤナゲ谷山920、922から924まで、925の2、東上字大成259の1、字客ノ上766、字後口谷959、能竹字信谷奥126の1、126の2、字後口谷348、字畑ヶ谷中367、字八荒神733、733の1、下中谷字源太夫1884、字椿谷2284、2285の1、字大林2669の1、2674の1、2674の7、上中谷字椿ヶ谷33から35まで、字フロノ下モ41の1、字ヘイ谷52、字コリカキ48、字上向92、字向山上115、字管ノ谷山329の1、字向山中439の1、字家ノソラ794、796、797の1、字清水平山931、字山神谷939、字堀田ヶ谷前951、字アラ田ヶ谷山983の1、983の2、字栗元山1293の1、字堂ノ谷山2218の2、字道ノ上2260の1、2260の2、字堂廻り2498の1、字オノ谷南平2612の1、字テイカ谷2566の1、2566の5、字オノ谷奥2586、大木屋字家ノ奥338の2、字上ミ向山351の3、字九反場552の2、551、字奥田ノ上604の2、原字城山530、鴨部字古城1560、馬場字荒神後山730の1、徳長字大谷392、掛相字屋敷343、344の2、字家ノ上山361、362の1、346の2、363から365まで、369から374まで、北方字夏焼谷591、猪小路字権善山22、23の1、24、26、27、32

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 543 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成 20 年 9 月 4 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 7 月 29 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成 20 年 7 月 4 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鳥取環境市民会議

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

土井 倫子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市上町 66

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

鳥取環境市民会議は、主として鳥取県民に対し、地球環境保全に関する活力ある事業活動を行い、鳥取の豊かな自然との共生を図りながら、健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

6 定款の主な変更事項
事業、会員の種別

鳥取県告示第 544 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る内海中地区（第 2 工区）の換地処分を行ったので、同条第 10 項において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 29 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

鳥取県告示第 545 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり新開川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 29 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

退任した役員の氏名及び住所

理 事	山 根 幸 泰	米子市上福原三丁目 3-55
〃	山 川 晴 央	米子市上福原六丁目 12-27
〃	井 上 万 吉 男	米子市東福原六丁目 14-45
〃	大 太 敬 二	米子市西福原六丁目 13-23
〃	大 田 節 夫	米子市西福原八丁目 1-7
〃	永 見 通 浩	米子市両三柳 2120-1
監 事	竹 本 俊 雄	米子市上福原二丁目 2-18
〃	生 林 隆 輝	米子市西福原九丁目 1-32

平成 20 年 4 月 5 日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	山 根 幸 泰	米子市上福原三丁目 3-55
〃	山 川 晴 央	米子市上福原六丁目 12-27
〃	井 上 万 吉 男	米子市東福原六丁目 14-45
〃	大 太 敬 二	米子市西福原六丁目 13-23
〃	大 田 節 夫	米子市西福原八丁目 1-7
〃	永 見 通 浩	米子市両三柳 2120-1
監 事	竹 本 俊 雄	米子市上福原二丁目 2-18
〃	生 林 隆 輝	米子市西福原九丁目 1-32

平成 20 年 4 月 6 日就任 任期 4 年

人 事 委 員 会 規 則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 7 月 29 日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第 24 号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和 41 年鳥取県人事委員会規則第 31 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																
別表(第 2 条関係) 1～13 略 14 日野町 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町長部局</td> <td style="text-align: center;">課長 <u>会計管理者</u> 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 15～28 略 備考 1 この表中「課長補佐(総務課に所属するものに限る。）」、「課長補佐(総務課又は財務課に所属するものに限る。）」又は「 <u>課長補佐(総務課又は企画財政課に所属するものに限る。)</u> 」とは、これらの課長補佐のうち人事、給与若しくは職員団体との関係に関する事務又は予算に関する事務を行う課長補佐をいう。 2 及び 3 略	機 関	職	略		町長部局	課長 <u>会計管理者</u> 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)	略		別表(第 2 条関係) 1～13 略 14 日野町 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町長部局</td> <td style="text-align: center;">課長 課長補佐(総務企画課に所属するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 15～28 略 備考 1 この表中「課長補佐(総務課に所属するものに限る。）」、「課長補佐(総務課又は財務課に所属するものに限る。）」、「 <u>課長補佐(総務課又は企画財政課に所属するものに限る。)</u> 」又は「 <u>課長補佐(総務企画課に所属するものに限る。)</u> 」とは、これらの課長補佐のうち人事、給与若しくは職員団体との関係に関する事務又は予算に関する事務を行う課長補佐をいう。 2 及び 3 略	機 関	職	略		町長部局	課長 課長補佐(総務企画課に所属するものに限る。)	略	
機 関	職																
略																	
町長部局	課長 <u>会計管理者</u> 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)																
略																	
機 関	職																
略																	
町長部局	課長 課長補佐(総務企画課に所属するものに限る。)																
略																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 20 年 7 月 29 日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
貴重品運搬警備業務 1 級
- 2 実施日時
平成 20 年 11 月 1 日（土）午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 3 実施場所
広島市佐伯区石内南三丁目 1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員
5 名程度
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
 - オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
 - ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 貴重品運搬警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
 - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間
平成 20 年 9 月 16 日（火）から同月 19 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2 葉
 - (4) 貴重品運搬警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面
 - (5) 6 の(2)に該当する者は、1 級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法
検定手数料は、16,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
 - (2) 受検者は、受験票及び筆記用具を持参すること。
 - (3) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 20 年 7 月 29 日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
空港保安警備業務 1 級
- 2 実施日時
平成 20 年 11 月 15 日（土）午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 3 実施場所
広島市佐伯区石内南三丁目 1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員
5 名程度
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 乗客等の接遇に関すること。
 - エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
 - オ 空港に関すること。
 - カ 空港保安警備業務の管理に関すること。
 - キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 乗客等の接遇に関すること。
 - イ 手荷物等検査に関すること。
 - ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。

エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 空港保安警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が 1 年以上であること。
- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

平成 20 年 9 月 29 日（月）から同年 10 月 3 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2 葉
- (4) 空港保安警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面
- (5) 6 の(2)に該当する者は、1 級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 受検者は、受験票及び筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 7 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量

化学消防車 1 台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成 22 年 3 月 3 日 (水)

(4) 納入場所

鳥取市湖山町西四丁目 110-5 鳥取県鳥取空港管理事務所

(5) 入札方法

入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札によること。

契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあつては、入札書に記載された金額）に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が車両・船舶及び航空類の車両に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 8 月 8 日（金）午後 5 時までに 4 の (1) の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成 20 年 7 月 29 日（火）から同年 9 月 8 日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書の入手方法

入札説明書は、平成 20 年 7 月 29 日（火）から同年 8 月 20 日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=88389>）から入手すること。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成 20 年 7 月 29 日（火）から同年 8 月 20 日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成 20 年 8 月 5 日 (火) 午後 2 時

鳥取県庁第 1 会議室 (鳥取県庁本庁舎地階)

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成 20 年 9 月 1 日 (月) 午前 11 時から同月 8 日 (月) 正午まで(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 5 日 (金) 午後 5 時までとする。)

イ 開札日時

平成 20 年 9 月 8 日 (月) 午後 1 時

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 20 年 8 月 20 日 (水) 午後 5 時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計

規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 Chemical fire engine

(2) August 20, 2008 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 8, 2008 Noon : Time-limit for submission of tenders

September 5, 2008 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts
General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570
Japan

TEL : 0857-26-7431, 7432 or 7433